（ 公財）郡山コンベンションビューロー

スポーツコンベンション開催助成金制度

～郡山市内でスポーツ競技大会を開催する皆様へ～

国内スポーツコンベンション

●交付額60万円を上限に助成します
助成対象及び助成金算出方法は以下のとおりです。

【対象事業】

①東北大会規模以上のスポーツ競技大会
②郡山市内を会場とするスポーツ競技大会
③県外からの参加者が50人以上見込まれること
④連続2日以上の日程で開催されること
⑤競技種目は郡山市スポーツ協会加盟団体、郡山市スポーツレクリエーション協会所属団体の種目とする
⑥郡山市のスポーツ振興に寄与するもの

【算出方法】

項目	計算式	大会用語の意義	助成金の上限額
東北大会等の助成金	県外参加者数×500円	東北各県が参加する大会	300,000円
全国大会の助成金	県外参加者数×1,000円	全国の各県又は各ブロックが参加する大会	600,000円

国際スポーツコンベンション

●交付額 200 万円を上限に助成します
助成対象及び助成金算出方法は以下のとおりです。

【対象事業】

①日本を含む3ヶ国以上が参加するスポーツ競技大会
②国内スポーツコンベンション対象事業の要件を満たすもの

【算出方法】

項目	計算式	大会用語の意義	助成金の上限額
国際大会の助成金	国際大会に参加する参加者数（国外参加者）×５，０００円＋全国大会の助成金	日本を含む3ヶ国以上が参加する大会	2,000,000円

（注）

①事前手続き（申請書、事業計画書、収支予算書等の提出）が必要です。
※「交付申請書」は開催期間初日から起算して15日前までに事務局必着で提出願います。
②助成対象経費は施設使用料、印刷製本費、広告宣伝費、委託費、諸経費、（通信費、運搬費、消耗品費）です。
③次のものは対象外とします。
・国または地方公共団体の主催又は共催及び郡山市が助成金等を交付する事業
・営利目的の大会
・政治的または宗教的活動を目的とする事業
・公序良俗に反するもの
④（開催後）主催者アンケート及び参加者アンケートの提出をお願いいたします。
※助成金交付事業は予算が上限に達した場合、終了となります。

♦お申込先
（公財）郡山コンベンションビューロー
〒963-8004 福島県郡山市中町10-6 3 階
TEL:024-991-1811 FAX:024-991-1812

公益財団法人郡山コンベンションビューロースポーツコンベンション開催支援事業助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　公益財団法人郡山コンベンションビューローは、本市スポーツの振興、市内の産業振興及び地域の活性化を図るため、郡山市内においてスポーツコンベンションを開催する主催者に対し、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で助成金を交付する。

（定義）

第２条　この要綱において､次の各号に掲げる用語の定義は､当該各号に定めるところによる。

⑴スポーツコンベンション　東北大会以上のスポーツ競技大会とし、競技種目は、別表第１に掲げる団体が実施する種目とする。

⑵東北大会等　東北各県のうち、複数の県が参加する競技大会又は理事長が認める競技大会をいう。

⑶全国大会　全国の各県又は各ブロックのうち、複数の県が参加する競技大会又は理事長が認める競技大会をいう。

⑷国際大会　日本を含む３か国以上が参加する競技大会又は理事長が認める競技大会をいう。

（助成の対象）

第３条　助成金の交付を受けることができる者は、助成事業の主催者（以下「助成事業者」という。）とする。

２　助成金の交付対象となるスポーツコンベンションは、郡山市内を主な会場として開催される競技大会であり、次に掲げる要件を満たすものをいう。

⑴ 福島県外からの来客が見込まれる競技大会であること。

⑵ 県外からの参加者(大会役員、監督、コーチを含む。）数が 50 人以上見込まれること。

⑶ 連続２日以上の日程で開催されること。

⑷ 郡山市のスポーツの振興に寄与するものであること。

⑸ 興行又は営利を目的としないこと。

⑹ 国又は地方公共団体の主催又は共催でないこと。

⑺ 郡山市が助成金、交付金又は負担金を交付する事業でないこと。

⑻ 政治的又は宗教的活動を目的とする事業でないこと。

⑼ 公序良俗に反するものでないこと。

（助成対象経費及び助成額）

第４条　助成対象経費は、当該コンベンションに要する経費のうち別表第２に掲げる経費とする。

２　助成金の交付額は、別表第３に定める方法により算出し、別表第４に定める額の範囲内において理事長が定める額とする。

３　別表第２に規定する施設使用料に係る助成対象経費の額が別表第４に掲げる助成金の上限の額を上回る場合、当該施設使用料のみを助成対象経費とする。

（助成金の交付の申請）

第５条　助成金の交付の申請をしようとする者は、事業に着手する日から起算して 15 日前までにスポーツコンベンション開催支援事業助成金交付申請書（第１号様式）を理事長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するもの

とする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他理事長が必要と認める書類

（助成金の交付の決定）

第６条　理事長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容が適正であるかどうかを調査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかにその交付の決定をしなければならない。

２　理事長は、前項の場合において、助成金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができる。

（助成金の交付の条件）

第７条　理事長は、助成金の交付の決定をする場合において、当該交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 助成事業の内容又は助成事業に要する経費の配分の変更（助成予定額の 20%以内の減を除く。)をしようとする場合においては、速やかに理事長の承認を受けること。

(2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに理事長の承認を受けること。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(4) 助成金を目的外に使用してはならないこと。

(5) その他必要と認める条件

（決定の通知）

第８条　理事長は、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにスポーツコンベンション開催支援事業助成金交付決定通知書(第２号様式)により、助成金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（申請の取下げ）

第９条　助成金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から 15 日以内に、当該申請の取下げをすることができる。

２　前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更等の承認の申請）

第 10 条　第７条第１号又は第２号の規定に基づき理事長の承認を受けようとする場合は、スポーツコンベンション開催支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第３号様式）を理事長に提出しなければならない。

２　理事長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めたときは、速やかに承認の決定をし、スポーツコンベンション開催支援事業変更（中止・廃止）承認通知書（第４号様式）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（概算払）

第 11 条　理事長は、必要があると認めるときは、この要綱に定める助成金について概算払の

方法により助成金を交付することができる。

2　前項の規定に基づき助成金の概算払を受けようとするときは、スポーツコンベンション開催支援事業助成金概算払請求書（第５号様式）を理事長に提出しなければならない。

（事情変更による決定の取消し）

第 12 条　理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2　理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他助成金の交付の決定後に生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

(2) 助成事業者が、その責めに帰すべき事情によらないで、助成事業を遂行することができなくなった場合又は助成事業に要する経費のうち助成金によって賄われる部分以外の部分を負担することができなくなった場合

3　第８条の規定は、第１項の取消し又は変更をした場合の助成事業者に対する通知について準用する。この場合において、同条中「助成金交付決定通知書(第２号様式)」とあるのは、「助成金交付取消通知書(第６号様式)」又は「助成金交付変更通知書(第７号様式)」と読み替えるものとする。

（助成事業等の遂行）

第 13 条　助成事業者は、この要綱並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

（状況報告又は調査）

第 14 条　理事長は、必要に応じ、助成事業の遂行について、助成事業者から報告を求め、又は調査をすることができる。

（助成事業等の遂行の指示等）

第 15 条　理事長は、助成事業者の報告により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従って助成事業を行うべきことを指示するものとする。

2　理事長は、助成事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、助成事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

（完了報告）

第 16 条　助成事業者は、当該事業が完了したときは、速やかにスポーツコンベンション開催支援事業完了報告書（第８号様式）を理事長に提出しなければならない。

（実績報告）

第 17 条　助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかにスポーツコンベンション開催支援事業実績報告書（様式第９号）を理事長に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第 18 条　理事長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合において、その報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業等の成果が助成金の交付の

決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、スポーツコンベンション開催支援事業助成金交付額確定通知書(第 10 号様式)により当該助成事業者に通知するものとする。ただし、助成事業等の性質その他の理由により理事長が特に必要があると認めるときは、助成事業の施行前又は施行の中途においても助成金の額を確定し、通知することができる。

（助成金の交付の請求）

第 19 条　助成事業者は、助成事業が完了した場合は、スポーツコンベンション開催支援事業助成金交付請求書（様式第 11 号）を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、助成金の全部が概算払された場合は、この限りでない。

（是正のための措置）

第 20 条　理事長は、第 16 条の規定による実績の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に指示することができる。

２　第 17 条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業の実績報告について準用する。

（決定の取消し）

第 21 条　理事長は、助成事業者が助成金を他の用途に使用し、又は助成事業に関して助成金交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したときは、当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、第 18 条の規定による助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　第７条の規定は、第１項の規定による取消しをした場合の助成事業者に対する通知について準用する。この場合において、同条中「助成金交付決定通知書(第２号様式)」とあるのは、「助成金交付取消通知書(第６号様式)」と読み替えるものとする。

（助成金の返還）

第 22 条　理事長は、前条の規定により助成金の決定の取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命じなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第 23 条　助成金の交付を受けた助成事業者は、助成金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しておかなければならない。

（委任）

第 24 条　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 28 年５月２日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

別表第１　助成対象種目

郡山市体育協会又は加盟団体が実施する種目
郡山市スポーツ・レクリエーション協会又は加盟団体が実施する種目

別表第２　助成対象経費

項目	内容
施設使用料	施設及び備品使用料
印刷製本費	プログラム等の印刷経費
広告宣伝費	ポスター若しくはチラシの作成経費又は新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等への広告掲載費
委託費	会場設営委託経費及び催事等委託経費
諸経費	通信費、運搬費、消耗品費等

別表第３　助成金の交付額

項目	計算式	助成単価
東北大会等に係る助成金	県外参加者数×500 円	500 円
全国大会に係る助成金	県外参加者数×1,000 円	1,000 円
国際大会に係る助成金	国際大会に参加する参加者数（国外参加者）×5,000＋全国大会に係る助成金	国外参加者１人あたり 5,000 円

別表第４　助成金の上限の額

大会規模	助成金の上限の額
東北大会等	300,000 円
全国大会	600,000 円
国際大会	2,000,000 円